

表 題 部 (土地の表示)		調整	令和8年2月12日	不動産番号	1800000161202
地図番号	9-1	筆界特定	第25回あいち境界シンポジウム		
所 在	名古屋市西区新道一丁目203番2			宅地	
ご挨拶 (趣旨説明に 関する事項)		私たちは、道路や鉄道、電気・ガス・水道など、さまざまなインフラに支えられて、安心して快適な毎日を送っています。これらは、公共事業によるインフラ整備の積み重ねであり、社会や暮らしを支える大切な土台です。 一時期、「コンクリートから人へ」という言葉のもとに公共事業が抑えられた時代がありました。しかし、その後の経験から、インフラ整備の重要性が改めて見直されるようになりました。一方で、民法では、土地所有者の権利が広く認められているため、用地買収や測量、境界立会いなどに協力が得られないことや、所有者が不明なために事業が思うように進まないケースがあります。 これを受け、改正土地基本法では、土地の所有者には「適正な利用と管理の責任」があることが明確にされ、土地は「公共の福祉を優先」と位置づけられました。 本シンポジウムでは、個人の権利を尊重しながらも、「みんなで支える公共のインフラ」という考えを共有していくことが大切であると同時に、災害の多い日本では、災害に備えるためにも狭あい道路の解消や境界の確定を進めていくことを提唱します。 愛知県土地家屋調査士会 会長 川合秀幸			
余 白	余 白	余 白	:	余 白	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	演 題	開催時間	講 演 者
第一部 基調講演	日本人の忘れもの… 地籍とインフラ	13:25～14:35 (70分)	国土学総合研究所 所長 大石 久和 氏
	境界の見える化がまちを動かす -所有者不明土地・空き家・狭あい道路をつなぐ視点-	14:45～15:25 (40分)	SOMPOインスティテュート・プラス株式会社 主任研究員 宮本 万理子 氏

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	目 的	開催時間	パ ネ リ ス ト
第二部	パネルディスカッション 土地は誰のものか ～インフラ整備の重要性～	15:35～16:55 (80分)	国土学総合研究所 所長 大石 久和 氏
	コーディネーター 愛知県土地家屋調査士会 神谷文彦		SOMPOインスティテュート・プラス株式会社 主任研究員 宮本 万理子 氏
			のぞみ総合法律事務所 弁護士 野村 裕 氏

これは、シンポジウムで予定されている事項の全部を証明した書面である。
令和8年2月12日
愛知県土地家屋調査士会 あいち境界シンポジウム実行委員長 大 岩 芳 伸



締切 **1/30(金)** まで

第25回 あいち境界シンポジウム申し込み方法

※申込受付後、特に事務局から返信はありませんので、当日ご来場ください。

ホームページから申し込み

メールフォームから申し込み

FAXで申し込み

当会ホームページにアクセスして申し込み
ください。

下記QRより必要事項に回答していただき
申し込みください。

代表者の氏名、連絡先、団体名(部署、役職)、参加希
望人数を明記の上、下記FAX番号までお送りください。

愛知土地家屋 シンボ 検索

https://www.chosashi-aichi.or.jp/

https://forms.office.com/r/13AbKTVLkM

052-586-1222

あいち境界シンポジウム ●問い合わせ先／愛知県土地家屋調査士会 事務局／ ☎052-586-1200